

第 45 号議案

令和 3 年度神戸市港湾事業剰余金処分の件

令和 3 年度神戸市港湾事業剰余金を次のとおり処分する。

令和 4 年 9 月 14 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1	当年度未処分利益剰余金	3,959,343,902円
2	利益剰余金処分量	
	減債積立金	<u>3,959,000,000円</u>
3	翌年度繰越利益剰余金	<u>343,902円</u>

理 由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方公営企業法 ぬきがき

(剰余金の処分等)

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3、4 [略]